大阪府農業振興地域整備基本方針新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第１　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項****１　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方**農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源涵(かん)養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に発揮させるうえで必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（平成27年12月策定、以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に沿った施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年４月施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」「新たなおおさか農政アクションプラン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。　　（略）**⑴　確保すべき農用地等の面積の目標**①　確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年確保すべき農用地等の面積の目標年は平成37年とし、目標設定の基準年は平成26年とする。②　平成37年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標面積目標は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が平成37年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保に向けた取組みの効果を想定して設定する。府内の基準年の農用地区域内農地面積は4,651ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は4,608ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,584ヘクタール（平成26年から24ヘクタールの減）を目標として設定する。設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。**⑵ 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進**①　農地の保全・有効利用「農振法」、「農地法（昭和27年７月法律第229号）」等のさらなる適正な運用を図るとともに、農地中間管理事業等の活用により、効率的かつ安定的な経営を行う農業者への農地の集積・集約化を促進し、優良農地のより効率的な利用を図る。また、「都市農業・農空間条例」に基づく大阪版認定農業者制度等による農業経営の安定化及び不作付地の改善や、農空間保全地域制度による優良農地の積極的な保全・活用を進め、荒廃農地の発生抑制及び再生を図る。さらには、棚田保全など府民協働による農地保全活動の推進や、「多面的機能支払制度」等の活用、「農空間づくりプラン事業」等の実施により、地域力の強化向上を図り、荒廃農地の発生抑制及び再生に向けた取組みを進めるとともに、防災協力農地の拡大や、農業用水路やため池を活用した防災訓練の実施などを通じ、府民の農業・農空間に対する理解向上を図るため、農地・農業用施設の保全・活用を推進する。②　農業生産基盤の整備（略）1. 非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）

やむを得ず農地転用を目的とした農用地区域からの除外を行う場合においては、周辺農用地区域における農業上の利用に支障が生じないことはもとより、都市計画等他の土地利用計画との調整を図ることにより、計画的な土地利用の確保に努めるとともに、無秩序な市街化による農用地区域の減少を抑止する。また、国及び地方公共団体が、農用地区域内にある農地を公用公共用に供するため、市町村整備計画の変更が必要となる場合には、当該整備計画の達成に支障がないかを総合的に検証するとともに、農用地区域内農地の農業上の利用の確保という国土利用上の責務に鑑み、関係機関と十分な協議、調整を行った上で必要性を判断するものとする。④　交換分合制度の活用（略）⑤　推進体制の確立等（略）⑥　担い手の育成・確保大阪農業を支える担い手を育成・確保するため、「農の成長産業化推進事業」を活用し、農業者のビジネスマインドの醸成や経営能力向上を支援するほか、栽培技術講習会により技術力の向上に資する取組を行う。また、農業参入機会を拡大するため、企業参入や準農家制度、新規就農村運営事業等により、幅広い人材の確保を進めていく。⑦　地産地消の推進（略）**２　農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）**府域は、東西方向に約20キロメートル、南北方向に約80キロメートルと細長く、西は大阪湾に面し、残る三方は北摂、金剛生駒、和泉葛城の山系に囲まれており、面積は約1,905平方キロメートルと狭小である。市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、平成29年10月1日現在の人口は、約883万人となっている。都市的土地利用の進行により、府内のほぼ全域が都市計画区域となっており、その約５割を占める市街化区域については、人口密度が1ヘクタール当たり約91人で、全国平均と比べ高い状態となっている。土地利用区分ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域全体の約３割を占める一方、農地は約１割で、農地面積は平成12年から17年度にかけ年間200ヘクタールほどの減少傾向であったが、平成17年度以降は年間約120ヘクタールの減少となっており、農地の減少は鈍化傾向にある。農業振興地域を中心とする農空間は、大阪市内中心部から10から50キロメートル圏内の丘陵部から平野部にかけてその多くが分布しており、21市町村で指定している農業振興地域の総面積は、約3万2,000ヘクタールとなっている。府内人口は現在約883万人であるが、平成39年には約833万人となると想定され（「大阪府の将来推計人口の点検について」から試算）、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を図る。また、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業の多様な機能の発揮」を目標とし、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好なまちづくりをめざす。**⑴　農業的土地利用の推進方向**（略）①　北部農業地帯（略）②　中部農業地帯この地帯は、大阪府の中央部に位置し、北は淀川、東は生駒山系、南は大和川に囲まれた、都市化の最も進んだ地域である。大部分の農地が平野部からそれに続く丘陵部に点在しており、約半分の農地が市街化区域内にある。近年では、第二京阪道路の開通等により、農地面積のさらなる減少が進み、都市部の貴重な農地の保全を図る必要性が高い区域となっている。平野部では、ビニールハウスによる軟弱野菜や花壇苗の栽培が行われており、都市近郊の立地を活かした集約的な農業が実施されている。生駒山系の緩傾斜地に点在する農地では、水稲、野菜類をはじめ、切り花や果樹の生産が行われており、直売所を中心に出荷されている。今後、集団的優良農地を保全・確保するため、農業振興地域の新規指定、農用地区域の編入に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。③　南河内農業地帯（略）④　泉州農業地帯　（略） | **第１　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項****１　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方**農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源涵(かん)養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に発揮させるうえで必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（令和２年12月策定、以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に沿った施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成30年４月改正施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「新たなおおさか農政アクションプラン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。（略）**⑴　確保すべき農用地等の面積の目標**1. 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。②　令和12年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標面積目標は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が令和12年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保に向けた取組みの効果を想定して設定する。府内の基準年の農用地区域内農地面積は4,803ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は4,733ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,417ヘクタール（基準年から316ヘクタールの減）を目標として設定する。設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。**⑵ 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進**①　農地の保全・有効利用「農振法」、「農地法（昭和27年７月法律第229号）」等のさらなる適正な運用を図るとともに、農地中間管理事業等の活用により、効率的かつ安定的な経営を行う農業者への農地の集積・集約化を促進し、優良農地のより効率的な利用を図る。また、「都市農業・農空間条例」に基づく大阪版認定農業者制度等による農業経営の安定化及び不作付地の改善や、農空間保全地域制度による優良農地の積極的な保全・活用を進め、荒廃農地の発生防止及び解消を図る。さらには、棚田保全など府民協働による農地保全活動の推進や、「多面的機能支払制度」等の活用、「農空間づくりプラン事業」等の実施により、地域力の強化向上を図り、荒廃農地の発生防止及び解消に向けた取組みを進めるとともに、防災協力農地の拡大や、農業用水路やため池を活用した防災訓練の実施などを通じ、府民の農業・農空間に対する理解向上を図るため、農地・農業用施設の保全・活用を推進する。1. 農業生産基盤の整備

（略）③　非農業的土地需要への対応（公用施設又は公共用施設の整備との調整）やむを得ず農地転用を目的とした農用地区域からの除外を行う場合においては、周辺農用地区域における農業上の利用に支障が生じないことはもとより、都市計画等他の土地利用計画との調整を図ることにより、計画的な土地利用の確保に努めるとともに、無秩序な市街化による農用地区域の減少を抑止する。また、国及び地方公共団体が、農用地区域内にある農地を公用施設又は公共用施設に供するため、市町村整備計画の変更が必要となる場合には、当該整備計画の達成に支障がないかを総合的に検証するとともに、農用地区域内農地の農業上の利用の確保という国土利用上の責務に鑑み、関係機関と十分な協議、調整を行った上で必要性を判断するものとする。④　交換分合制度の活用　　（略）⑤　推進体制の確立等（略）⑥　担い手の育成・確保大阪農業を支える担い手を育成・確保するため、「大阪農業イノベーション推進事業」を活用し、農業者のビジネスマインドの醸成や経営能力向上を支援するほか、栽培技術講習会により技術力の向上に資する取組みを行う。また、農業参入機会を拡大するため、企業参入や準農家制度、大阪産（もん）スタートアカデミー運営事業等により、幅広い人材の確保を進めていく。⑦　地産地消の推進（略）⑧　農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握　　法第12条の２の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な現況を適切に把握するものとする。**２　農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）**府域は、東西方向に約20キロメートル、南北方向に約80キロメートルと細長く、西は大阪湾に面し、残る三方は北摂、金剛生駒、和泉葛城の山系に囲まれており、面積は約1,905平方キロメートルと狭小である。市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、令和3年9月1日現在の人口は、約882万人となっている。都市的土地利用の進行により、府内のほぼ全域が都市計画区域となっており、その約５割を占める市街化区域については、人口密度が1ヘクタール当たり約91人で、全国平均と比べ高い状態となっている。土地利用区分ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域全体の約３割を占める一方、農地は約１割で、農地面積は平成7年から12年度にかけ年間380ヘクタールほどの減少傾向であったが、平成17年度以降は年間約140ヘクタールの減少で推移している。農業振興地域を中心とする農空間は、大阪市内中心部から10から50キロメートル圏内の丘陵部から平野部にかけてその多くが分布しており、22市町村で指定している農業振興地域の総面積は、約3万2,000ヘクタールとなっている。府内人口は現在約882万人であるが、令和12年には約840万人となると想定され（「大阪府の将来推計人口について」から試算）、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を図る。また、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業の多様な機能の発揮」を目標とし、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好なまちづくりをめざす。**⑴　農業的土地利用の推進方向**（略）①　北部農業地帯（略）②　中部農業地帯この地帯は、大阪府の中央部に位置し、北は淀川、東は生駒山系、南は大和川に囲まれた、都市化の最も進んだ地域である。大部分の農地が平野部からそれに続く丘陵部に点在しており、約半分の農地が市街化区域内にある。近年では、第二京阪道路の開通等により、農地面積のさらなる減少が進み、都市部の貴重な農地の保全を図る必要性が高い区域となっている。平野部では、ビニールハウスによる軟弱野菜や花壇苗の栽培が行われており、都市近郊の立地を活かした集約的な農業が実施されている。生駒山系の緩傾斜地に点在する農地では、水稲、野菜類をはじめ、切り花や果樹の生産が行われており、直売所を中心に出荷されている。今後、集団的優良農地を保全・確保するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。③　南河内農業地帯（略）④　泉州農業地帯　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第２　農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項****（指定予定地域）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：ｈａ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業地帯名 | 指定予定地域名 | 指定予定地域の範囲 | 指定予定地域の規模 |
| 北部農業地帯 | 能勢地域（能勢町） | 能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積3,542(農用地面積1,298) |
| 豊能地域（豊能町） | 豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,756(農用地面積296) |
| 茨木地域（茨木市） | 茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,294(農用地面積514) |
| 高槻地域（高槻市） | 高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,078(農用地面積447) |
| 北部計 |  | 総面積9,670 (農用地面積2,555) |
| 中部農業地帯 | 枚方地域（枚方市） | 枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積320(農用地面積58) |
| （追加） |  |  |
| 八尾地域（八尾市） | 八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積140(農用地面積85) |
| 柏原地域（柏原市） | 柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,180(農用地面積178) |
| 中部計 |  | 総面積1,640(農用地面積321) |
| 南河内農業地帯 | 羽曳野地域（羽曳野市） | 羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,222(農用地面積658) |
| 富田林地域（富田林市） | 富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,213(農用地面積652) |
| 河内長野地域（河内長野市） | 河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,456(農用地面積381) |
| 太子地域（太子町） | 太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積708(農用地面積492) |
| 河南地域（河南町） | 河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,485(農用地面積510) |
| 千早赤阪地域（千早赤阪村） | 千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積934(農用地面積204) |
| 南河内計 |  | 総面積9,018(農用地面積2,897) |
| 泉州農業地帯 | 堺地域（堺市） | 堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,007(農用地面積645) |
| 和泉地域（和泉市） | 和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積3,447(農用地面積1,152) |
| 岸和田地域（岸和田市） | 岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,768(農用地面積807) |
| 貝塚･熊取地域（貝塚市・熊取町） | 貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域 | 総面積1,780(農用地面積391) |
| 泉佐野・田尻地域（泉佐野市・田尻町） | 泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,111(農用地面積464) |
| 泉南地域（泉南市） | 泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積987(農用地面積362) |
| 泉州計 |  | 総面積12,100(農用地面積3,821) |
| 大阪府 | 合 計 |  | 総面積32,428(農用地面積9,594) |

（注）総　面　積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする面積農用地面積：農業振興地域として指定することを相当とする土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積（平成27年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積を基に、市街化区域編入の面積を減じて掲げた）（面積は概ねの面積で府調べ） | **第２　農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項****（指定予定地域）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：ｈａ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業地帯名 | 指定予定地域名 | 指定予定地域の範囲 | 指定予定地域の規模 |
| 北部農業地帯 | 能勢地域（能勢町） | 能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積3,542(農用地面積1,298) |
| 豊能地域（豊能町） | 豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,756(農用地面積297) |
| 茨木地域（茨木市） | 茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,284(農用地面積513) |
| 高槻地域（高槻市） | 高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,078(農用地面積453) |
| 北部　計 |  | 総面積9,660 (農用地面積2,561) |
| 中部農業地帯 | 枚方地域（枚方市） | 枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積320(農用地面積58) |
| 四條畷地域(四條畷市) | 四條畷市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積114(農用地面積59) |
| 八尾地域（八尾市） | 八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積140(農用地面積85) |
| 柏原地域（柏原市） | 柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,180(農用地面積177) |
| 中部　計 |  | 総面積1,754(農用地面積379) |
| 南河内農業地帯 | 羽曳野地域（羽曳野市） | 羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,222(農用地面積657) |
| 富田林地域（富田林市） | 富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,213(農用地面積644) |
| 河内長野地域（河内長野市） | 河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,456(農用地面積381) |
| 太子地域（太子町） | 太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積707(農用地面積491) |
| 河南地域（河南町） | 河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,485(農用地面積502) |
| 千早赤阪地域（千早赤阪村） | 千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積934(農用地面積212) |
| 南河内　計 |  | 総面積9,017(農用地面積2,887) |
| 泉州農業地帯 | 堺地域（堺市） | 堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,007(農用地面積645) |
| 和泉地域（和泉市） | 和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積3,447(農用地面積1,150) |
| 岸和田地域（岸和田市） | 岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積2,767(農用地面積886) |
| 貝塚･熊取地域（貝塚市・熊取町） | 貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域 | 総面積1,780(農用地面積391) |
| 泉佐野・田尻地域（泉佐野市・田尻町） | 泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積1,120(農用地面積465) |
| 泉南地域（泉南市） | 泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域 | 総面積987(農用地面積361) |
| 泉州　計 |  | 総面積12,108(農用地面積3,898) |
| 大阪府 | 合 計 |  | 総面積32,539(農用地面積9,725) |

（注）総　面　積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする面積農用地面積：農業振興地域として指定することを相当とする土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積（令和元年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積及び府調べ） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第３　農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項****⑴　農業生産基盤の整備及び開発の方向** 　(略)**⑵ 農業地帯別の構想**①　北部農業地帯(略)②　中部農業地帯金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、小規模な農業用施設等の整備を含む、きめ細やかな対策を進めるとともに、府民協働による農空間保全活動を通じた荒廃農地対策などを行う。市街地周辺においては、安定した農業用水の確保のため、ため池や用排水施設等の改修を進めるとともに、府民の農業に対する理解啓発を深めるため、水辺環境の保全や環境学習に取り組む。**⑶　広域整備の構想**（略） | **第３　農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項****⑴　農業生産基盤の整備及び開発の方向**（略）**⑵ 農業地帯別の構想**①　北部農業地帯(略)②　中部農業地帯金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、小規模な農業用施設等の整備を含む、きめ細やかな対策を進めるとともに、優良農地の保全と確保を推進するため、ほ場整備など生産基盤の整備を進める。市街地周辺においては、安定した農業用水の確保のため、ため池や用排水施設等の改修を進めるとともに、府民の農業に対する理解啓発を深めるため、水辺環境の保全や環境学習に取り組む。**⑶　広域整備の構想**（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第４　農用地等の保全に関する事項****⑴　農用地等の保全の方向**（略）**⑵ 農用地等の保全のための事業及び活動**①　農地防災事業の推進　　　　（略）②　荒廃農地の再生・発生抑制農地中間管理機構、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、「都市農業・農空間条例」に基づく、農空間保全地域制度を推進し、地域一体となり荒廃農地の発生抑制及び再生・活用に取り組む。③　施設の機能を長期にわたり効率的に保全・活用するファシリティマネジメント（略）④　地域ぐるみの保全活動（略）⑤　農空間の資源を活用した府民協働の推進（略） | **第４　農用地等の保全に関する事項****⑴　農用地等の保全の方向**（略）**⑵ 農用地等の保全のための事業及び活動**①　農地防災事業の推進　　　　（略）②　荒廃農地の発生防止・解消農地中間管理機構、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、「都市農業・農空間条例」に基づく、農空間保全地域制度を推進し、地域一体となり荒廃農地の発生防止及び解消・活用に取り組む。③　施設の機能を長期にわたり効率的に保全・活用するファシリティマネジメント（略）④　地域ぐるみの保全活動（略）⑤　農空間の資源を活用した府民協働の推進（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第５　農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項**「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大を図るとともに、「なにわ特産品」の生産振興や指定拡大を推進する。また、大阪独自の品種があり、一旦すたれてしまったものの、近年その特徴や希少価値から復活に向けて取組を進めている野菜を｢なにわの伝統野菜｣としてＰＲしていくなど、府内産農産物のブランド化を一層推進するほか、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の５割以下に削減し、環境への負荷を軽減して栽培されたものを「大阪エコ農産物」として認証し、より安全・安心な農産物を府民に供給するとともに、生産物の高付加価値化による農業所得の安定確保を図る。そのために、農業生産の増大と生産性の向上に向け、限られた土地資源を最大限に有効活用することを基本としつつ、農地中間管理機構との連携により、「都市農業・農空間条例」による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営を行う者、とりわけ経営向上意欲の高い者への農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大を支援する。一方、府内農家は、今後とも兼業化が進むことが予想されることから、賃借権などの利用権設定等を促進し、農用地を効率的かつ安定的に利用する能力を有する農業経営体の経営規模拡大に結びつけ、地域の特性に応じた営農類型の確立を図ることが必要である。同時に企業や農業生産法人などによる新規参入など、多様な担い手への農地の集積・集約化を行い、その過程において、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業などの助成措置を中心とした、各種農用地流動化方策を積極的に活用するなど、農作業の受委託を含め、幅広い形での農用地の流動化を促進する。また、農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社や、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な担い手への農用地の集積・集約化を図り、持続的な農用地の有効利用と経営規模の拡大を推進する。さらに、栽培作物の選定や不作付地の解消等による農用地の高度利用はもとより、農作業の共同化、効率化と農業用施設の共同利用等による有効活用を図る。また、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合経営を推進し、地力の維持増進等を図るものとする。以上のような観点に立って、目標とする営農類型を各農業地帯別に示すと、次のとおりである。①　北部農業地帯 （略） ②　中部農業地帯 （略） ③　南河内農業地帯 （略） ④　泉州農業地帯平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜栽培について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営体を育成する。 ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営を推進するとともに、みつば、トマトを中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営体の育成をめざす。 花きについては、卸売市場の大規模化に加え、消費者ニーズにも対応可能な切り花、花壇苗、鉢物を中心とした農業経営を推進する。 果樹は、高品質みかん栽培や、都市立地の優位性を活かせる完熟もも、いちじく栽培等による農業経営体を育成するほか、新たな特産果樹としてのぶどう栽培を推進する。 水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。さらに、市民農園や直売所等を拠点に、都市住民との交流を積極的に推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能となるような農業経営体を育成する。 畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営をめざす。≪個別経営体営農類型≫　　（略）≪組織経営体営農類型≫　　（略） | **第５　農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項**「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大を図るとともに、「なにわ特産品」の生産振興や指定拡大を推進する。また、大阪独自の品種があり、一旦すたれてしまったものの、近年その特徴や希少価値から復活に向けて取組を進めている野菜を｢なにわの伝統野菜｣としてＰＲしていくなど、府内産農産物のブランド化を一層推進するほか、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の５割以下に削減し、環境への負荷を軽減して栽培されたものを「大阪エコ農産物」として認証し、より安全・安心な農産物を府民に供給するとともに、生産物の高付加価値化による農業所得の安定確保を図る。そのために、農業生産の増大と生産性の向上に向け、限られた土地資源を最大限に有効活用することを基本としつつ、農地中間管理機構との連携により、「都市農業・農空間条例」による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営を行う者、とりわけ経営向上意欲の高い者への農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大を支援する。一方、府内農家は、今後とも兼業化が進むことが予想されることから、賃借権などの利用権設定等を促進し、農用地を効率的かつ安定的に利用する能力を有する農業経営体の経営規模拡大に結びつけ、地域の特性に応じた営農類型の確立を図ることが必要である。同時に企業や農地所有適格法人などによる新規参入など、多様な担い手への農地の集積・集約化を行い、その過程において、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業などの助成措置を中心とした、各種農用地流動化方策を積極的に活用するなど、農作業の受委託を含め、幅広い形での農用地の流動化を促進する。また、農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社や、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な担い手への農用地の集積・集約化を図り、持続的な農用地の有効利用と経営規模の拡大を推進する。さらに、栽培作物の選定や不作付地の解消等による農用地の高度利用はもとより、農作業の共同化、効率化と農業用施設の共同利用等による有効活用を図る。また、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合経営を推進し、地力の維持増進等を図るものとする。以上のような観点に立って、目標とする営農類型を各農業地帯別に示すと、次のとおりである。①　北部農業地帯 （略） ②　中部農業地帯 （略） ③　南河内農業地帯 （略） ④　泉州農業地帯平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜栽培について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営体を育成する。 ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営を推進するとともに、みつば、トマトを中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営体の育成をめざす。 花きについては、消費者ニーズにも対応可能な切り花、花壇苗、鉢物を中心とした農業経営を推進する。 果樹は、高品質みかん栽培や、都市立地の優位性を活かせる完熟もも、いちじく栽培等による農業経営体を育成するほか、新たな特産果樹としてのぶどう栽培を推進する。 水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。さらに、市民農園や直売所等を拠点に、都市住民との交流を積極的に推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能となるような農業経営体を育成する。 畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営をめざす。≪個別経営体営農類型≫　　（略）≪組織経営体営農類型≫　　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第６　農業の近代化のための施設の整備に関する事項****⑴　重点作物別の構想**（略）**⑵ 農業地帯別の構想**①　北部農業地帯この地帯の農業生産は、自然条件等から水稲をはじめ野菜、果樹（くり）、花き、きのこ類、酪農、養鶏などが中心となっている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。ア　水稲米づくりの基本技術の励行を徹底し、良質米の安定生産に努める。また穀物乾燥調製施設の利用や、受委託栽培の拡大に向けた共同利用機械の整備等による生産の省力化及び生産組織の育成を図る。イ　野菜準高冷地の立地条件を生かし、トマトなどの果菜類や、葉菜類の産地育成に努めるとともに、多品目少量生産に対応すべく、直売施設の整備による地産地消の取組みを進める。ウ　果樹基幹作物であるくりの産地振興に向けて低樹高栽培の普及などによる園地の近代化・省力化・高品質化を進め、生産性の向上を図る。エ　花き切花、植木、花壇用苗物などの花き生産については、品目別に生産施設や機械の整備を図るオ　きのこ類山間部の農業として、ヒラタケの施設栽培やシイタケ栽培が行われており、生産施設の整備並びに近代化を進め、高品質なきのこ生産に努める。カ　酪農規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。キ　肉用牛規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設について、近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進する。ク　養鶏飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。②　中部農業地帯　　　　　（略）③　南河内農業地帯　この地帯の農業生産は、石川流域の平地の野菜と金剛葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行われている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。ア　野菜果菜類、葉茎菜類等の栽培が盛んであるが、都市近郊の優位な立地条件を活かすため、近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。イ　果樹ぶどうの生産地は、金剛葛城山系の傾斜地に集団化しており、栽培管理、防除、収穫等の作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品質化や販路拡大などの販売力強化を図る。みかんは、園地整備等により省力化や高品質化を進め、産地の再編に努める。また、いちじくやももの産地が形成されているので、都市近郊の特産果実として、完熟栽培等の品質向上を図る。ウ　花き　花壇用苗物や鉢物を中心に、施設の近代化や省力化に努める。エ　養鶏飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する④　泉州農業地帯　　　　（略）**⑶ 広域整備の構想**（略） | **第６　農業の近代化のための施設の整備に関する事項****⑴　重点作物別の構想**（略）**⑵ 農業地帯別の構想**①　北部農業地帯この地帯の農業生産は、自然条件等から水稲をはじめ野菜、果樹（くり）、花き、きのこ類、酪農、養鶏などが中心となっている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。ア　水稲米づくりの基本技術の励行を徹底し、良質米の安定生産に努める。また穀物乾燥調製施設の利用や、受委託栽培の拡大に向けた共同利用機械の整備等による生産の省力化及び生産組織の育成を図る。イ　野菜準高冷地の立地条件を活かし、トマトなどの果菜類や、葉菜類の産地育成に努めるとともに、多品目少量生産に対応すべく、直売施設の整備による地産地消の取組みを進める。ウ　果樹基幹作物であるくりの産地振興に向けて低樹高栽培の普及などによる園地の近代化・省力化・高品質化を進め、生産性の向上を図る。エ　花き切花、植木、花壇用苗物などの花き生産については、品目別に生産施設や機械の整備を図る。オ　きのこ類山間部の農業として、ヒラタケの施設栽培やシイタケ栽培が行われており、生産施設の整備並びに近代化を進め、高品質なきのこ生産に努める。カ　酪農規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。キ　肉用牛規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設について、近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進する。ク　養鶏飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。②　中部農業地帯　　　　　（略）③　南河内農業地帯　この地帯の農業生産は、石川流域の平地の野菜と金剛葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行われている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。ア　野菜果菜類、葉茎菜類等の栽培が盛んであるが、都市近郊の優位な立地条件を活かすため、近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。イ　果樹ぶどうの生産地は、金剛葛城山系の傾斜地に集団化しており、栽培管理、防除、収穫等の作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品質化や販路拡大などの販売力強化を図る。みかんは、園地整備等により省力化や高品質化を進め、産地の再編に努める。また、いちじくやももの産地が形成されているので、都市近郊の特産果実として、完熟栽培等の品質向上を図る。ウ　花き　花壇用苗物や鉢物を中心に、施設の近代化や省力化に努める。エ　養鶏飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。④　泉州農業地帯　　（略）**⑶ 広域整備の構想**（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第７　農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項****⑴ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向**（略）**⑵ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備**（略）**⑶ 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動**（略） | **第７　農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項****⑴ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向**（略）**⑵ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備**（略）**⑶ 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動**（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第８　第５に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項****⑴　農業従事者の安定的な就業の促進の目標**（略）**⑵ 農村地域における就業機会の確保のための構想**⑴の目標を踏まえて、農業労働に、他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらすよう、高性能機械の導入や農業機械のオペレーター集団の育成、農作業の受委託制度の取組みを推進する。さらに、荒廃農地の発生が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに農地管理等を行う農業生産法人や、新たな形態の経営体の育成、並びに企業参入等を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。また、身近に「農」がある豊かな府民生活の実現のため、都市と農村の交流をさらに進め、都市住民の農業・農空間への理解を深めることが今後の農業振興に寄与することから、拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園をはじめとする多様な農業経営の形態を推進し、地元における安定的な就業の場の確保を図る。なお、施設等の整備にあたっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の保全及び生産性の向上対策に配慮して行うとともに、既存ストックの活用も視野にいれたうえでの取組みを進める。 | **第８　第５に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項****⑴　農業従事者の安定的な就業の促進の目標**（略） **⑵ 農村地域における就業機会の確保のための構想**⑴の目標を踏まえて、農業労働に、他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらすよう、高性能機械の導入や農業機械のオペレーター集団の育成、農作業の受委託制度の取組みを推進する。さらに、荒廃農地の発生が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに農地管理等を行う農地所有適格法人や、新たな形態の経営体の育成、並びに企業参入等を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。また、身近に「農」がある豊かな府民生活の実現のため、都市と農村の交流をさらに進め、都市住民の農業・農空間への理解を深めることが今後の農業振興に寄与することから、拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園をはじめとする多様な農業経営の形態を推進し、地元における安定的な就業の場の確保を図る。なお、施設等の整備にあたっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の保全及び生産性の向上対策に配慮して行うとともに、既存ストックの活用も視野にいれたうえでの取組みを進める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域整備基本方針変更（案） |
| **第９　農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項**（略） | **第９　農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項**（略） |